

糧ノ製造ニ転業係業建續中ノ處容月十四日ヲ以テ請負量ノ作
業終了シ従来ノ製油業ニ還元スヘク準備中ノ處従業ノ一部
臨時工ニ在リテハ他工場ニ比シ低賃銀ヲリトラ八月四日賃
銀五割値上ノ嘆願書ヲ提出シタルニ因ル

六、経過

(1) 倉社側ニ在リテハ七月二十九日三十日ノ両日半休ト三十一日ハ
倉員ニ慰勞休暇ヲ與ヘ八月一日ヨリ製油作業ヲ開始セルモ
原料ノ入手困難ト原料高ニヨリ採算不埒トナリ八月三日四
日ノ両日臨時休業ヲ告示セルガ今月五日重役會議ノ結果毎
期休業ト決定ス

(2) 従業員側(主トシテ臨時工)ニマツリテハ平野鶴吉等が主謀トナ
リテ協議ノ上本社ヲ訪問左記ノ如キ嘆願書ヲ提出ス

嘆願書

近時諸物價ノ昂騰ニ際シ現在ノ日給ニテハ従業員生活ノ

安定困難ニ付キ此ノ際ニ於テ従業員一同協議ノ結果五割
以上ノ給料値上ヲ左記連名ニテ嘆願ス

平野鶴吉 外十三名

(3) 八月六日所轄八王子署ニ於テ従業員代表並社長中島孝一
等ヲ同工場ニ於テ會見セシメ斡旋ノ結果左記條件ニヨリ
円満解決セリ

記

退職手當トシテ左ノ通り

全従業員ニ支給スルコト

臨時工、一〇名 十八日分(日給ヲ支給スルコト)

本工 四名 廿五日分()

本工 二名 三十日分()

右二名ニ對シテハ更ニ賞典トシテ一月分ノ俸給ヲ支給スルコト

七、事故ノ有無 ナシ